

# 令和4年9月からの利用者負担額（保育料）について（ご案内）

保護者各位

砺波市教育委員会教育長

令和4年9月からの利用者負担額（保育料）は、原則保護者の方の今年度分（令和4年度分）の市町村民税所得割課税額の合計額により決定します。

利用者負担額の算定基礎となる市町村民税所得割課税額について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度市町村民税所得割課税額						令和4年度市町村民税所得割課税額					

※市町村民税所得割課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の額になります。

## ■利用者負担額について

裏面の「利用者負担額徴収基準額表」のとおりです。子育て世代の一層の支援を図ることを目的に、保護者の方の所得に関わらず第3子以降の利用者負担額を無料とするほか、以下のような軽減措置を行っています。

利用者負担額の軽減措置について

市町村民税非課税世帯	無 料
要保護世帯等で市町村民税所得割課税額の合計額が <u>77,101円未満</u> の場合	無 料
●第1子の児童の場合	
市町村民税所得割課税額の合計額が <u>57,700円未満</u> の場合	半 額
●第2子の児童の場合	
生計を同一にする世帯から2人以上の児童が同時入所の場合	半 額
市町村民税所得割課税額の合計額が <u>57,700円未満</u> の場合	無 料
●第3子以降	
第3子以降	無 料

※同時入所は、認定子ども園や幼稚園、児童発達支援事業所等に入所(園)の場合も同様に取扱いします。

## ■保育料の納付について

毎月25日（25日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に指定された口座から振替します。万一、振替日に残高不足等により口座振替が出来ない場合は、翌月15日（15日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に再度振替します。

保育料以外の諸費については、各施設において指定された方法により徴収します。

担当：こども課保育幼稚園係 TEL 0763-33-1596